

令和3年度実地指導における主な指摘事項

令和3年度実地指導における主な指摘事項

区分	監査項目	サービス種別	不適切事例	要改善・是正事項
指定基準	管理者について	居宅介護	管理者が事業所の同一敷地外にある施設の施設長を兼務している。	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者は常勤で、かつ、原則として専ら管理業務に従事する者とする。 ・なお、管理上支障がないものとして他の職務を兼務する場合は、事業所内の他の職務又は同一敷地内のある他の事業所等の職務にのみ従事できることに留意すること。
指定基準	サービスの質の評価について	就労継続支援B型	提供するサービスの質の評価を行っていない。	事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うこと。また、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する事業者としての質の改善を図ること。
指定基準	サービスの提供の記録について	就労継続支援B型	サービスを提供した際に記録するサービスの提供日や提供したサービス内容等について、利用者から確認を受けていない。	サービスを提供したことについて利用者から確認を受けること。
指定基準	共同生活援助計画の作成について	共同生活援助	共同生活援助の提供に当たり、共同生活援助計画の作成を確認できない。	<ul style="list-style-type: none"> ・共同生活援助計画について、アセスメントの実施、サービス管理者の原案作成、関係者による計画作成に係る会議の開催等の手続を実施し、共同生活援助計画を作成すること。 ・また、作成した共同生活援助計画について、利用者の同意、交付、モニタリングの実施、6か月に1回以上の見直しを行うこと。

令和3年度実地指導における主な指摘事項

区分	監査項目	サービス種別	不適切事例	要改善・是正事項
指定基準	研修計画について	就労継続支援B型	従業員の資質向上のための研修計画を策定していない。	従業員の資質の向上を図るため、研修計画を策定し、研修の機会を計画的に確保すること。
指定基準	支援計画作成について	施設入所支援	支援計画の作成に当たり、会議を開催しているとの説明であるが、会議記録がなく、計画の作成及び決定のプロセスを確認できない。	支援計画の作成に当たり、担当者等を招集して行う会議を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めること。
指定基準	非常災害対策について	放課後等デイサービス	非常災害対策計画が策定されていない。	火災、水害・土砂災害、地震等の地域の実情を勘案した具体的な非常災害対策計画を策定すること。
指定基準	利用者からの預かり金の管理について	共同生活援助	利用者からの預かり金について、管理規程、保管依頼書（契約書）及び個人別出納帳の作成等を確認できない。また、預かり金を担当者1名で管理している。	利用者からの預かり金について、管理規程、保管依頼書（契約書）及び個人別出納帳等を整備するとともに、複数の者による相互チェック及び管理者が自主点検する体制を整備すること。
変更の届出等	業務管理体制の整備に関する届出について	居宅介護	県に業務管理体制の整備に関する事項を届け出していない。	県に業務管理体制の整備に関する事項を届け出ること。

令和3年度実地指導における主な指摘事項

区分	監査項目	サービス種別	不適切事例	要改善・是正事項
報酬	共同生活援助計画未作成減算について	共同生活援助	共同生活援助の提供に当たり、共同生活援助計画の作成を確認できない。	共同生活援助計画が未作成となった時点にさかのぼり、訓練等給付費を過誤調整すること。
報酬	就労継続支援B型サービス費及び送迎加算について	就労継続支援B型	就労継続支援B型サービス費及び送迎加算の請求に当たり、利用者が急遽又は事前に利用を中止することが分っていた場合でも、利用回数を減ずることなく、当初利用予定回数そのまま請求している事例が散見された。	就労継続支援B型サービス費及び送迎加算の請求に当たっては、利用実績に基づき請求すること。
報酬	常勤看護職員等配置加算について	生活介護	常勤看護職員等配置加算（Ⅱ）について、看護職員を常勤換算で2以上配置すべきところ、常勤の看護師1名のみの配置となっており、加算要件を満たしていない。	実地指導実施月から当該加算の算定開始月に遡り自主点検を行った上で、看護職員1名配置の月について過誤調整による返還を行うこと。なお、当該加算については、常勤換算で2以上の看護職員の配置に加え、医療的ケアを必要とする者へ生活介護を提供した場合に算定されるものであることに留意すること。

令和3年度実地指導における主な指摘事項

区分	監査項目	サービス種別	不適切事例	要改善・是正事項
報酬	食事提供体制加算について	就労継続支援B型	食事提供体制加算を請求しているが、主食である米飯のみ施設調理で対応し、副食をすべて外部購入により提供している。	<ul style="list-style-type: none"> ・加算の要件は、自前の調理施設及び調理員による調理であり、主食のみを施設内で提供し、それ以外を出前等により提供する場合は加算の対象とはならないことから、加算要件を満たしていない。 ・同様の事例がないか、過去5か年間の実績について自主点検を行い、点検結果を報告するとともに、加算要件を満たしていない請求分について過誤調整すること
報酬	入院時支援特別加算について	施設入所支援	入院時支援特別加算を算定しているが、支援の内容が利用者の入院先への電話連絡のみで、職員による訪問を行っておらず、加算の要件を満たしていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・左記について過誤調整を行うこと。 ・また、これまでの請求において、同様の事例がないか、過去5年にさかのぼり自主点検すること。 ・点検の結果、誤って請求していた事例については、同様に過誤調整することとし、自主点検結果及び過誤調整結果について報告すること。 ・なお、4日以上入院の場合における当該加算の算定においては、少なくとも月2回以上の入院先等への訪問が要件となるので留意すること。